

「長岡市一般廃棄物処理基本計画（案）」に関する意見公募（パブリックコメント）等の結果について

■意見募集期間

令和3年10月25日～令和3年11月24日

■意見提出数等

●提出人数：2人 ●意見数：9件

■意見の内容と、これに対する市の考え方・修正内容

●下表参照

No.	ページ	意見の箇所	意見の内容	市の考え方・修正内容
1	24	表2-1-10 ごみ処理経費	なぜ平成30年度から処理・処分経費が低下しているのか 注釈入れて欲しい。	表の注に以下の文言を追記します。 「平成27年度から平成29年度については、組合において 実施したごみ処理施設長寿命化事業に係る経費を処理・処 分経費に含む。」
2	27	図2-2-1 国の関係法令等	食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチック資源循 環促進法の用語解説をつけて欲しい。 (説明) 令和にできた新法であること、コロナ禍で内容が浸透して いないように思われます。	「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環促進 法」及び「30・10運動」について、資料3用語解説に別 紙1のとおり追記します。
3	36 39	第4章第2節及 び第3節 30・10運動につ いて	両方とも本文の下に何か注釈をつけて欲しい。 (例)注)食品ロスの削減の推進に関する法律(令和1年 10月施行)の中で10月は食品ロス軽減月間、10月30日は 食品ロス削減の日とされています。 (説明) 令和にできた新法であること、コロナ禍で内容が浸透し ていないように思われます。	原案資料1(2)において、フェニックス計画で最終処分 するごみの量の見込みを示しており、ごみの焼却残渣につ いてはフェニックス計画で、側溝汚泥等その他のものにつ いては勝竜寺埋立地で最終処分する計画となっています。 また第6章第2節において、最終処分量全体の削減目標に ついても提示しています。 よって、原案のとおりとさせていただきます。 なお、フェニックス計画での最終処分にかかる経費につ いても、最終処分量の推移に従い減少していくものと考えて います。
4	70	適正処理に係る 事項（最終処分 計画）	フェニックス計画については今後削減の方向にいかなければ ならないであろう。なら現状の委託量とそのコストを明 確にして、今後の削減計画も提示すべきであると考える。	「回収団体とは？明確に記載すべき。」とのご意見につ いては、施策1-1（紙ごみの減量）を別紙2のとおり修正 します。 「地域の子ども会や保育所（園）、幼稚園の父母の会への 取り組み活性化も啓発すべき。（3-1紙ごみ回収と内容 を統合）」とのご意見については、原案において、子ども 会等を含む「回収団体」に対して「拠点回収の拡充」や 「雑がみや古着の回収」を働きかける内容となっているた め、原案のとおりとさせていただきます。 また、「3-1 更なるごみ減量に向けた検討」の「紙ご みの回収のあり方の検討」については、紙ごみ全般につ いて調査研究する内容として記載したものであるため、原案 のとおりとさせていただきます。
5	73	施策1-1（紙 ごみの減量）	回収団体とは？明確に記載すべき。 地域の子ども会や保育所（園）、幼稚園の父母の会への取 り組み活性化も啓発すべき。（3-1紙ごみ回収と内容を 統合）	「回収団体とは？明確に記載すべき。」とのご意見につ いては、施策1-1（紙ごみの減量）を別紙2のとおり修正 します。 「地域の子ども会や保育所（園）、幼稚園の父母の会への 取り組み活性化も啓発すべき。（3-1紙ごみ回収と内容 を統合）」とのご意見については、原案において、子ども 会等を含む「回収団体」に対して「拠点回収の拡充」や 「雑がみや古着の回収」を働きかける内容となっているた め、原案のとおりとさせていただきます。 また、「3-1 更なるごみ減量に向けた検討」については、紙ご みの回収のあり方の検討」については、紙ごみ全般につ いて調査研究する内容として記載したものであるため、原案 のとおりとさせていただきます。

No.	ページ	意見の箇所	意見の内容	市の考え方・修正内容
6	74	施策1-2（厨芥類の減量と食品ロスの削減）	生ごみ削減は行政自らコンポストを実施。有機肥料化して販売促進に取り組んでみては？ 有機農業促進と環境保全の取り組みにもつながる。	行政による生ごみの有機肥料化を含めた資源化及び再生された肥料等の販売については、生ごみの分別収集と生ごみ資源化のための施設整備が必要となるため、実施は難しいと考えています。 よって、原案のとおりとさせていただきます。
7	75	施策1-3（プラスチックごみの減量）	プラスチック削減は思い切った発想の転換が必要。小売店で量り売りの推進。同時に消費者には容器持参の推進も実施する等の活動もこれからは必要になると思う。	原案においても「ワンウェイプラスチックの排出抑制について周知啓発」を行う内容となっております。 よって、原案のとおりとさせていただきます。
8	76	施策2-1（分かりやすく便利な情報提供）	2-1 「正確な、わかりやすく便利な情報の提供」と正確なを入れます。 「計画内容」に「可燃ごみに含まれる容器プラスチックの量が多くなれば温室効果ガスが増えることを正しく知ってもらいます。」を挿入する (説明) かなり多くの人がペットボトル、その他プラスチックごみを資源ごみとして分別しても、焼却場では他の可燃ごみと一緒に燃やされてしまうと誤解しています。 可燃ごみに廃プラスチックを混入しても、分別しても同じ扱い（同様に燃やされる）と理解しています。 異物付着の有無が言われていますが正確な情報と指導を教えて欲しいです。	「重点テーマ」及び「実施計画」の名称について「分かりやすく正確で便利な情報の提供」に修正します。 計画内容の変更については、原案においても「1-3 プラスチックごみの減量」の「計画内容」において「ワンウェイプラスチックの排出抑制について周知啓発」や「分別の徹底による可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックの削減」について記載しています。 よって、原案のとおりとさせていただきます。
9	78	施策3-1（ごみ袋のあり方の検討）	有料化を含め引き続きごみ袋のあり方を検討します。 と有料化の文言を入れて欲しい。 (説明) 1) 経済的インセンティブなしに一般廃棄物の削減は現下では難しい状況です。 2) 28ページの市町村の役割に「有料化の推進」の文言があります。 3) 自区内処理を前提とすると、ごみ焼却施設等の更新、最終処分場の確保のため先んじて資金手当をしておく必要があります。 4) 「まちの新陳代謝」はある程度ごみが継続的にできる可能性があります。	「有料化」を含めてごみ減量につながるごみ袋のあり方を検討するという趣旨で、原案では「指定ごみ袋制度の効果を検証するとともに、引き続きごみ袋のあり方を検討します。」と記載しています。 よって、原案のとおりとさせていただきます。

・食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定など食品ロスの削減に関する施策の基本事項を定めることにより、食品ロスの削減を推進することを目的とした法律です。

またこの法律に基づき、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となりました。

・プラスチック資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進することを目的とした法律です。

設計・製造段階での再資源化に資する環境配慮設計、販売・提供段階でのワンウェイプラスチックの使用の合理化、排出・回収・リサイクル段階でのプラスチック廃棄物の分別収集・自主回収・再資源化に関して基本方針を策定するものです。

・30・10（さんまるいちまる）運動

宴会時などの食べ残しを減らすために多くの自治体で取り組んでいるキャンペーンです。環境省では、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら自分の席に戻って、再度料理を楽しむことを呼びかけています。

1-1 紙ごみの減量

実施計画名	ねらい	計画内容
集団回収を活用した拠点回収の拡充	<u>自治会や子ども会などの地域の集団回収団体</u> （以下「 <u>回収団体</u> 」とい <u>う。</u> ）にご協力をいただき、市民や市内事業者が古紙等の排出が可能な拠点回収場所を拡充することで、可燃ごみを削減し、再生利用率の向上を図ります。	回収団体の了解を得て、回収日時や拠点回収場所を増やすことで、古紙回収を利用しやすい場所を拡充します。
公共施設による拠点回収の拡充	省略	省略
雑がみ、古着の回収団体の拡充	新聞や雑誌に比べて回収している団体が少ない雑がみ、古着を回収項目に入れてもらうことで、可燃ごみを削減し、再生利用率の向上を図ります。	廃品回収業者に雑がみの回収状況の調査を行い、雑がみの回収をしている業者と <u>回収団体</u> がつながるような情報提供を行うことで、雑がみや古着の回収団体数を増やします。